

●忘れてないかあの診療

症例研究

落としてないかその点数

レジンインレー(充填とのコンビネーション) ～SPT期間中(歯周外科なし)～

充填とのコンビネーション修復を行ったレジンインレーの再修復について、SPT中の患者を例に解説する。

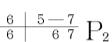
患者：56歳・男性

主訴：右下の白い詰め物が欠けて取れた。冷たいものがしみる。

歯ブラシがあたると痛い時がある。

所見：**5|レジンインレー脱離(M0)** 窩洞底、マージン部に二次う蝕が認められる。

頬側歯頸部CR修復にも二次う蝕が認められる。エアー痛(+)。

傷病名：**5|コンポジットレジンインレーダツリ C**  P₁  P₂

施設基準：歯初診、補管

月日	部位	療法・処置	点数
10/20		再診	48
		3日前に右下の白い詰め物が外れた。冷たいものがしみて、歯ブラシが当たると痛いときがある。	/
		歯科疾患管理料(歯管) 文書提供加算(文)	100+10
		歯科衛生実地指導料1(実地指1)	80
		歯間プランのサイズと使用方法を指導するよう指示。	/
5	X-Ray(D) 1F 電	実地指1 文書提供	48
		カリエスは軽度波及、歯髓には至らない。	/
		再形成を行い、コンポジットレジンインレーで歯冠修復。歯頸部CR修復の二次う蝕についても再修復とする。	/
		浸麻(OA+歯科用キシロカインCT1.8ml)	/
		窩洞形成(単純)〈B〉	注①
		EE・EB(クリアフィルメガボンドIIプライマー ボンド)	/
		充填1(単)	104
		充填材料(エステライトユニバーサルフローMedium A3)	11
		研磨	/
		う蝕歯インレー修復形成(M0)	注②
		連合印象(寒天+アルジェネート)	64
		咬合採得(バイトワックス)	18
		仮封(デュラシール)	/
10/30		再診	48
		前回処置後、違和感などない。	/
5	浸麻(OA+歯科用キシロカインCT1.8ml)	注③	30+10
		レジンインレー(MO)	注④
		装着料	45
		装着材料料(スーパー・ボンドC&B)	17
11/14		再診	48
		違和感なく、痛みもない。	/
7-7-7	歯周基本検査(結果 略)	注⑤	200
		歯周病患者画像活用指導料	10+10×4
		歯管 文	100+10
		症状は安定しているが、4mm以上のポケット、歯石やプローピング時の出血を認めたため、SPTを継続。ブラークコントロールは安定しており、3ヶ月毎の来院で管理する。	/
7-7-7	歯周病定期治療(I)(SPT(I))	注⑦	350
		スケーリング SRP 機械的歯面清掃処置	/
		実地指1	80
		清掃不良部位についてバス法にて清掃指導を指示。	実地指1 文書提供

《解説》

注① 同一歯の複数の窩洞に対して、充填と、金属又はレジンのインレーによる歯冠修復を行なった場合は、下記により算定する。

(1) 金属のインレーやレジンインレーに係る一連の費用に併せて、充填の費用が算定できる。

(2) 形成料は1歯1回を限度に算定し、異なる窩洞についてそれぞれ形成料を算定できない。よって、う蝕歯即時充填形成(充形)またはう蝕歯インレー修復形成(修形)、窩洞形成(KP)のいずれか主たるもののみ算定する。

(3) レセプトの「摘要」欄には、部位と「同一歯の複数窩洞に対する歯冠修復」など同一歯の複数窩洞に対する歯冠修復であることを記載する。なお、治療部位が単独であつて「傷病名部位」欄から治療部位が明らかに特定できる場合は、部位の記載は省略できる。

注② レジンインレーについて、形成料は修形120点または窩洞形成の単純なもの60点・複雑なもの86点、印象採得は単純印象32点または連合印象64点、咬合採得18点をそれぞれ算定する。

注③ 歯冠修復物の装着に浸潤麻酔(浸麻)を用いた場合は、その費用を算定できる。算定できる・できない例としては下記がある。

(1) う蝕処置、抜歯中止、歯の破折片除去、歯冠修復物およびブリッジの除去において浸麻を行った場合は、術野または病巣単位で算定できる。

(2) 手術、所定点数が120点以上の処置、歯周基本治療、歯冠形成、充形、修形の際の浸麻は、算定できない。

(3) 浸麻を算定するときは、麻酔薬剤料を併せて算定する。

注④ レジンインレー(RIn)を装着した場合、RIn(単純なものは133点、複雑なものは196点)、装着料45点、装着材料料を算定する。使用できる材料としては、クリアフィルCRインレーがある。

レセプトは、歯冠修復及び欠損補綴のその他欄に、部位と「RIn196×1」などと記載する。なお、「傷病名部位」欄から明らかに部位が特定できる場合は、部位の記載は省略できる。

注⑤ 2回目以降の歯周病定期治療(I)(SPT(I))にあたつては、必要に応じて歯周病検査を行い、症状が安定していることを確認する。なお、歯周病検査は、SPT(I)に包括されないため算定できる。

注⑥ 歯周病患者画像活用指導料(P画像)は、歯周病に罹患している患者に対して、歯周病検査を実施する場合において、継続的な管理を行うに当たつて必要な口腔内写真を撮影し、患者又はその家族に、ブラークコントロールの動機づけを目的に、写真を用いて必要な指導を行つた場合に算定できる。点数は1枚につき10点とし、1回5枚まで算定できる。

なお、P画像は、歯管、周術期等口腔機能管理料(I)～(III)、歯科特定疾患療養管理料、歯科疾患在宅療養管理料、在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料のいずれかを算定していることが要件であり、注意が必要である。

注⑦ SPT(I)の開始日以降に行う、P部検、歯周疾患に係る咬調、歯周基本治療(SC、SRP、PCur)、P処、P基処、歯清、在口衛は、SPT(I)に含まれ、別に算定できない。

実態に即してご請求下さい